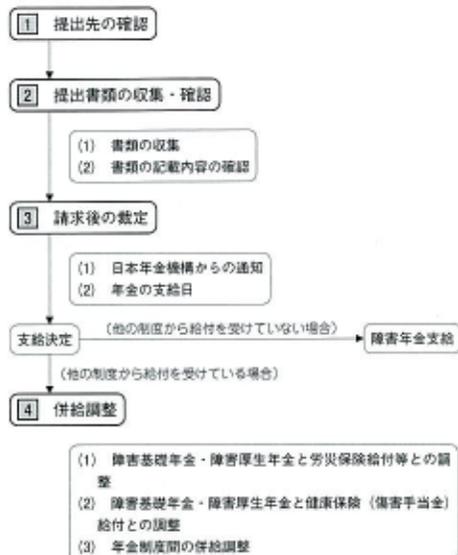


# 内容見本 (B5判縮小)

## <フローチャート～請求手続>



- ② ①欄のICD-10コードは記載されているか
- ③ ②③欄で「本人の申立て」に○が付いた場合は聴取した年月日が記入されているか
- ④ ④欄にその医療機関での初診年月日が記載されているか
- ⑤ ⑤欄の現在の年月日に記載ミスがないか(障害認定日請求なのか事後重症請求なのかの判断の基になるため)

【参考書式20】 診断書(精神の障害用)(様式第120号の4)  
 【参考書式21】 受診状況等証明書  
 【参考書式22】 病歴・就労状況等申立書

### ケーススタディ

[ケース1]

Q 主治医に診断名が神経症だと言われてしまったのですが、障害年金を受給できないのでしょうか。

A 確かに神経症単独では障害年金の対象になりません。ただ、精神病を併発しているか、症状が重篤で精神病と同様の病態を示している場合は認定の対象になります。併発している場合は傷病名の欄に併記してもらい、同様の病態を示している場合は、その旨とICD-10コードを備考欄に記載してもらってください。また、人格障害(パーソナリティ障害)も原則として対象になりませんが、境界性パーソナリティ障害については精神病的病態を示している場合は認定の対象になりますので諦めずに検索していただければと思います。

いので注意が必要です。他病が治癒し再度発症している場合(社会的治癒)は、再発後に、最初に医師の診療を受けた日が初診日となります。

### アドバイス

○日常生活の状況についての医師への伝え方について  
 医師は忙しく、毎回の診療でもあまり時間をとれません。そのため患者の日常生活の細かいところまでは把握しきれないことが多いです。そこで我々社会保険労務士が医師の負担を軽減するために、事前に必要事項の聞き取りをして、それを報告書にまとめて医師にお渡しすると診断書の作成がスムーズに進むのではないかと思います。ただ、気を付けてほしいことは、障害年金を欲しいがために嘘の報告をしたり、実際よりも重い症状で書こうと医師にプレッシャーをかけることは厳禁です。実際、筆者も現場で多くの医師から社会保険労務士に対するこのような苦情を聞かされています。

○精神疾患の障害年金受給可能性の判断について

【参考書式20】 診断書(精神の障害用)(様式第120号の4)

① 国民年金 診断書(精神の障害用)

患者氏名: 甲野 太郎 性別: 男 生年月日: 〇〇年〇月〇日 住所: 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇号

初診日: 〇〇年〇月〇日

診断内容: 〇〇年〇月〇日よりうつ病が再発。〇〇年〇月より当該初診となった。

備考欄: 〇〇年〇月〇日よりうつ病が再発。〇〇年〇月より当該初診となった。

医師署名: 〇〇 〇〇 〇〇

会社員

## 1 提出先の確認

障害年金を請求しようとする場合、お近くの年金事務所又は街角の年金相談センターに必要書類を作成の上、提出します。また、20歳前に初診日がある場合や国民年金加入中に初診日がある場合等については、お住まいの市区町村での提出も可能です。なお、共済組合等の加入中に初診日がある場合については、当該日の加入していた共済組合等に提出する必要があります(国年16、国年規28の2、厚年33)。

障害厚生年金及び障害基礎年金のいずれか又は両方に該当する場合	① 年金事務所 ② 街角の年金相談センター
障害基礎年金にのみ該当する場合	市区町村

## 2 提出書類の収集・確認

- (1) 書類の収集
- (2) 書類の記載内容の確認

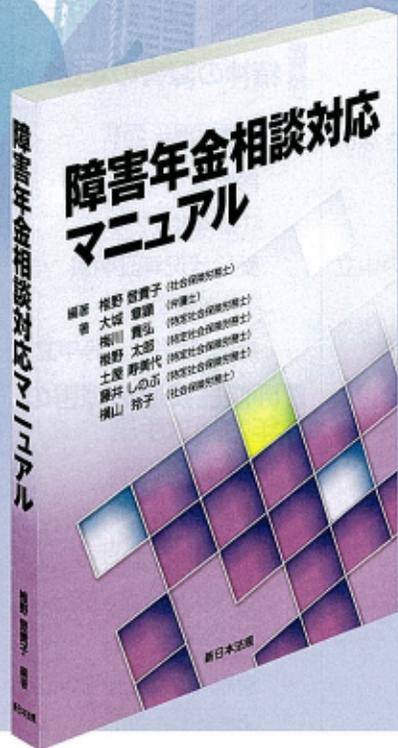
障害年金を請求する場合、本人確認ができるもの他以下の書類が必要となります(国年規31、厚年規44)。

- ◆必ず提出する書類
  - ① 年金請求書(国民年金障害基礎年金又は国民年金・厚生年金保険障害給付)
  - ② 年金手帳、基礎年金番号通知書等
  - ③ 戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)

障害年金に関する多様な相談対応や請求の手続等をわかりやすく解説!

# 障害年金相談対応マニュアル

編著 椎野 登貴子(社会保険労務士) 著 大城 章顕(弁護士)  
 梅川 貴弘(特定社会保険労務士)  
 椎野 太郎(特定社会保険労務士)  
 土屋 寿美代(特定社会保険労務士)  
 藤井 しのぶ(特定社会保険労務士)  
 横山 玲子(社会保険労務士)



障害年金相談に必携!

- ◆相談・受任から請求手続、不服申立てや訴訟での補佐人としての職務、受給後の対応までの業務を一連の流れに沿って実践的に解説しています。
- ◆業務の流れを【フローチャート】で示した上で、ポイントや注意点をわかりやすく解説。実務に役立つ【アドバイス】や【ケーススタディ】が豊富に盛り込まれています。
- ◆各種請求書や障害別の診断書など、記載例入りの書式を多数掲載しています。

B5判・総頁302頁  
 本体価格3,800円+税 送料実費

webショップ  
 新日本法規 Web で 検索

0120-089-339

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

電子書籍も発売!!

【電子版】  
 本体価格3,100円+税



# 掲載内容

## 第1章 相談・受任

フローチャート～相談・受任

### 1 相談 2 各種制度の説明

- (1) 障害年金
- (2) 障害基礎年金の場合
- (3) 障害厚生年金の場合
- (4) 他の制度の説明

### 3 必要事項の確認

- (1) 障害の状態の確認
- (2) 傷病発症時期

### 4 受任手続

## 第2章 受給要件の確認・障害等級の該当判断

フローチャート～受給要件の確認・障害等級の該当判断

### 1 初診日の確認

- (1) 初診日の確認
- (2) 初診日が国民年金加入期間中の場合
- (3) 初診日が厚生年金加入期間中の場合
- (4) 初診日が被保険者期間以外等の場合
- (5) 治癒後の再発の場合

### 2 保険料の納付の確認

- (1) 保険料の納付要件の確認
- (2) 年金記録を確認する際の留意点

### 3 障害認定日の確認

- (1) 障害認定日の確認
- (2) 障害認定日の特例

### 4 請求方法の確認

- (1) 認定日請求(本来請求、遡及請求)
- (2) 事後重症による請求
- (3) 初めて2級による請求

### 5 障害等級の該当判断

- (1) 障害等級・障害認定基準
- (2) 障害の程度の認定時期
- (3) 複数の障害がある場合

## 第3章 請求手続

フローチャート～請求手続

### 1 提出先の確認

### 2 提出書類の収集・確認

- (1) 書類の収集
- (2) 書類の記載内容の確認

【参考書式1】

年金請求書(国民年金障害基礎年金)

【参考書式2】

年金請求書(国民年金・厚生年金保険障害給付)

【参考書式3】

障害給付 請求事由確認書

【参考書式4】

受診状況等証明書が添付できない  
申立書

【参考書式5】

初診日に関する第三者からの申立書(第三者証明)

【参考書式6】

第三者行為事故状況届

【参考書式7】

確認書

### 目の障害の年金請求手続

【参考書式8】

診断書

【参考書式9】

受診状況等証明書

【参考書式10】

病歴・就労状況等申立書

【参考書式11】

障害年金の初診日に関する調査票

### 耳・鼻・口の障害の年金請求手続

【参考書式12】

診断書

【参考書式13】

受診状況等証明書

【参考書式14】

病歴・就労状況等申立書

【参考書式15】

障害年金の初診日に関する調査票

### 肢体の障害の年金請求手続

【参考書式16】

診断書

【参考書式17】

受診状況等証明書

【参考書式18】

病歴・就労状況等申立書

【参考書式19】

障害年金の初診日に関する調査票

### 精神の障害の年金請求手続

【参考書式20】

診断書

【参考書式21】

受診状況等証明書

【参考書式22】

病歴・就労状況等申立書

### 呼吸器疾患の障害の年金請求手続

【参考書式23】

診断書

【参考書式24】

受診状況等証明書

【参考書式25】

病歴・就労状況等申立書

【参考書式26】

障害年金の初診日に関する調査票

### 循環器疾患の障害の年金請求手続

【参考書式27】

診断書

【参考書式28】

受診状況等証明書

【参考書式29】

病歴・就労状況等申立書

【参考書式30】

障害年金の初診日に関する調査票

### 腎疾患・肝疾患・糖尿病の障害の年金請求手続

【参考書式31】

診断書

【参考書式32】

受診状況等証明書

【参考書式33】

病歴・就労状況等申立書

【参考書式34】

障害年金の初診日に関する調査票

### 血液・造血器・その他の障害の年金請求手続

【参考書式35】

診断書

【参考書式36】

受診状況等証明書

【参考書式37】

病歴・就労状況等申立書

### 3 請求後の裁定

- (1) 日本年金機構からの通知
- (2) 年金の支給日

【参考書式38】

国民年金・厚生年金保険年金証書

【参考書式39】

年金振込通知書

【参考書式40】

国民年金の支給しない理由のお知らせ(不支給決定通知書)

### 4 併給調整

- (1) 障害基礎年金・障害厚生年金と労災保険給付等との調整
- (2) 障害基礎年金・障害厚生年金と健康保険(傷病手当金)給付との調整
- (3) 年金制度間の併給調整

【参考書式41】

年金受給選択申出書

## 第4章 不服申立手続等

フローチャート～不服申立手続

### 1 審査請求(第1審査請求)

- (1) 審査請求
- (2) 棄却された場合
- (3) 処分取消(容認)された場合

【参考書式42】

保有個人情報開示請求書

【参考書式43】

審査請求書

【参考書式44】

委任状

### 2 再審査請求(第2審査請求)

- (1) 再審査請求
- (2) 裁決に不服のある場合
- (3) 裁決に不服のない場合

【参考書式45】

再審査請求書

### 3 訴訟

- (1) 訴訟の提起
- (2) 訴訟の進行
- (3) 訴訟の終了

## 第5章 受給権発生後の更新と状態変化への対応

フローチャート～受給権発生後の更新と状態変化への対応

### 1 受給後の定期更新

- (1) 更新の手続
- (2) 更新により支給停止された後に、状態が悪化した場合

【参考書式46】

障害給付額改定請求書

【参考書式47】

障害給付受給権者 障害不該当届

【参考書式48】

老齢・障害給付 受給権者支給停止事由消滅届

### 2 障害が悪化した場合

### 3 別の障害が発生した場合

- (1) 障害等級3級の受給権者に新たな障害が発生した場合
- (2) 複数の障害が発生した場合

### 4 結婚や子どもを出生した場合

【参考書式49】

障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届

【参考書式50】

子の加算請求に係る確認書

### 5 死亡した場合

- (1) 失権
- (2) 未支給年金の請求

【参考書式51】

年金受給権者死亡届(報告書)

【参考書式52】

未支給【年金・保険給付】請求書

【参考書式53】

老齢・障害・遺族給付支給停止申出書

【参考書式54】

老齢・障害・遺族給付支給停止撤回申出書

### 【参考資料】

国民年金・厚生年金保険障害認定基準(抄)

国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドラインの実施等について

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

## 新日本法規出版株式会社

本社 総務本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号  
 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区山谷砂土原町2丁目6番地  
 札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番  
 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2  
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区山谷砂土原町2丁目6番地  
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号  
 大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号  
 広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号  
 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号  
 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号  
 (2017.12)51000011



この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています